

候由候。雖然一向無人之由、追々申越候。定而指儀有之間敷候。自此方、長九郎左差越申候。一左右次第、尙以人數可遣候。然者當城氣遣之事、萬端油斷有間敷候。此表無相替義候。城中も五三日中に可爲落居候。其元様子承度候間、慥見届可有注進候。恐々謹言。

五月十五日

又(前田) 左 利 家 在印

眞柄助三郎殿

今村藤次郎殿

奥田所左衛門殿

高昌 □ 助殿

(高昌氏の人名、原書毛助の如くまた無助の如し。解し得べからず。)

五月十九日。上杉景勝の臣長景連、太田小尉等に、寡勢を率ゐて能登に侵入せる心事を報す。

【北徴遺文】

一七三四

來札披見、眞實以祝着候。今般渡海之義、定入道無分別

様可有覺悟候歟。右從一味故正院之地退散、比與之様於世上批判之由聞及候間、一度當國之地一身二而打越

遂切腹度願望故、以無人數令渡海候。天下一統之御代、其上越中さへ未落着之處、隔遠境縦引卒大軍候共、不可成功事必然候。況愚老以纒之人數、投礮候様數百里之海路打越、不可遂本意事雖案内候、可敷宿望心中斗にて候。旨越右申露候。抑景連一身令切腹、家中者共迄身上可有安泰之旨、自何令満足候。上方之儀は不實候。先證多候間、幾も家來之者共各以様、已相果候様に候者、愚入事は可得其意候。恐々謹言。

五月十九日

(長與) 景 連 在判

太田 小 尉殿

河島與一右衛門殿

小林 平次衛門殿

(河島與一右衛門、松雲公採集遺編類纂に河岸與一右衛門に作る。)

五月十九日。羽柴秀吉備中より、溝江大炊允に、

その越中魚津城攻撃に與れるを勞す。

【溝江文書】 越前

一七三五

將亦此書狀共、乍御造作、此方より飛脚ニ被仰届候て、返事ハ長濱年寄共まで可越給候。併たのみ入候。以上。

此表在陣爲御見廻、遠路預御使札、殊鳥子被懸御意候。如御書中到來候。誠寄思召御音信、毎々御懇情祝着不淺候。

一、越後表御働候て、越中内魚津城被取卷旨、御辛勞無是非候。晝夜御氣遣共令察候。

一、今度東國御動座之刻、西國表爲御手當、幡州ニ雖被殘置候、其儘可在之儀にあらず候と存、備中内へ押入令山取、則敵城かむり山之城并かやが城、此間十五町計候を、同前取卷候事。(下略)

五月十九日

(羽柴) 秀 吉 在判

溝江大炊允殿

(越登賀三州志にいふ。元龜元年以降加賀の富樫泰

俊・その嫡男植春・二男天易侍者は越前金津城主溝江大炊介長逸に寄食せしが、長逸織田信長に與するによつて、天正二年二月廿九日土寇の攻むる所となり、富樫氏父子三人、溝江一族と共に皆城に死せりと。然れども前記文書に言ふ大炊允にして長逸ならば、天正十年尙生存せるが故に、越登賀三州志の説の如何なる程度に信じ得べきかは頗る疑なき能はず。

五月二十日。織田信長、長連龍に、その武田勝頼を討滅歸陣したるを祝したるに答謝す。

【長 文書】 金澤 一七三六

就東國屬存分歸陣、爲祝儀申越候。殊白布二端到來、懇志悦入候。猶菅屋九右衛門尉可申候也。

五月廿日

(織田) 信 長 在印

長九郎左衛門尉殿

五月廿三日。前田利家、長連龍に、その長景連を滅したるを報ぜるに答ふ。